

大竹市監査公表第 5 号

令和 3 年度定期監査及び行政監査の結果の報告に対し、当該結果に基づき講じた措置の内容について、大竹市長から通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 7 月 5 日

大竹市監査委員	薬師寺	基	夫
大竹市監査委員	西	村	一 啓

令和 3 年度定期監査及び行政監査の結果に対する措置状況について

令和 3 年度定期監査及び行政監査の結果（令和 4 年 5 月 10 日付大竹市監査公表第 4 号）に対する措置状況について、措置が完了していない指摘要望事項について継続して措置状況の報告を求めた結果、次のとおり措置が講じられました。

【指摘要望事項】

●産業振興課

○商工振興係

1 自然公園に関すること

（２）公共施設における指定管理業務のモニタリング（評価）について

三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理業務に関する協定書において、同休憩所設置及び管理条例第 4 条に規定する業務について、具体には仕様書に定められているところであるが、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書の作成及び提出義務が期日を定めて明記されていない。

同休憩所設置及び管理条例第 8 条の規定を見ると、「指定管理者は、年度終了後 30 日以内に次に掲げる事項（休憩所の管理業務の実施状況及び利用状況、休憩所の管理に関する経費の収支状況）を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」とされているが、事業報告書の提出が確認できなかった。

指定管理料として公金が支払われている以上、指定管理業務の実施状況を踏まえて適切に評価するうえで、指定管理者に対して必要な書類の提出を求められたい。

措置状況（令和 4 年 6 月 13 日付回答）

次年度以降の年度協定に事業報告書の作成及び提出義務期日を明記することとする。

令和 3 年度は規定どおり実績報告書（業務報告書）を提出させ、その内容が適切に履行されているか確認した。

措置状況（フォローアップ調査 令和 5 年 2 月 2 日付再回答）

令和 5 年度から年度協定に事業報告書の作成及び提出義務期日を明記する。

令和 3 年度の事業報告書を提出させ、状況を確認し評価を行った。

措置状況（フォローアップ調査 令和6年6月6日付再々回答）

令和5年度から年度協定に事業報告書の作成及び提出義務期日を協定期間満了後30日以内に提出するよう明記した。

令和5年度の事業報告書を提出させ、状況を確認し評価を行った。

【指摘要望事項】

●市民税務課

○収税係

1 課の庶務に関すること

（1）長期継続契約による事務の効率化について（再掲）

自動製本機等保守点検業務委託契約において、保守対象である備品及びリース契約機器の保守点検業務が単年度契約で繰り返されていた。

4月1日から翌年3月31日までの間で業務の切れ目がない契約については、例えば緊急の保守対応に備えて長期継続契約を締結することで、年度当初の業務集中を回避することも可能とならないか。業務の効率性及び緊急対応等の観点から、長期継続契約である事務機器のリース期間に合わせて、同機器の保守点検委託業務の契約形態を検討されたい。

措置状況（令和4年6月13日付回答）

当該機器については、令和5年度からの市税等の納税通知書の封入封緘業務の委託に合わせて、契約形態が変更になる予定であり、今後、関係課と協議・整理を行った上で、業務の効率性及び緊急対応等の観点を考慮し、長期継続契約の締結を検討する。

措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付再回答）

令和5年度からの市税等の納税通知書の封入封緘業務の委託に合わせて整理を行った結果、当該機器については、令和4年度で契約終了の見込となった。

なお、新たに当課で使用予定の関連機器（圧着用機器）については、業務の効率性及び緊急対応等の観点を考慮し、長期継続契約を締結予定である。

措置状況（フォローアップ調査 令和6年6月6日付再々回答）

令和5年4月27日に指名競争入札によって、圧着メールシーラーの長期継続契約相手を決定、同5月2日に契約を締結。賃貸借期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日。その後、令和5年10月1日から遅滞な

く運用を開始した。

○戸籍住民係

2 その他事項に関する事

(1) 長期継続契約による事務の効率化について（再掲）

窓口業務における各種手数料等の取扱については、レジスターによって収納処理されているところである。同レジスターを使用する期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で切れ目ない業務であることを前提として、突発的な故障発生時に技術員の派遣を受ける必要性を考慮すれば、保守点検業務を長期継続契約とすることも考えられないか。

措置状況（令和4年6月13日付回答）

レジスターの更新を検討しており、その際に契約方法についても併せて検討する。

措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付再回答）

レジスターの更新について、キャッシュレス化への対応なども併せて検討するため、R5年度予算は修繕料のみの対応とし、R6年度の更新予定に合わせ契約方法を見直すこととする。

措置状況（フォローアップ調査 令和6年6月6日付再々回答）

企画財政課が、R6年度に本市のDXの取組の方向性を検討する中で、キャッシュレス化の取組の方向性も検討することから、令和6年度のレジスター購入の予算化は見送られたため、令和7年度以降対応する。

【指摘要望事項】

●監理課

○庶務係

1 工事・業務委託等の入札及び契約に関する事

(2) 「総合評価方式」による指名競争入札の制度について

公共工事は通常、適正な競争のもと最も安価な入札額を提示した者を契約者として決定するものであるが、「総合評価方式」は単に金額の多寡だけでなく、企業の施工能力や配置予定技術者の能力、地域への貢献度などを数値化し、総合的に評価したうえで契約相手方を決定するものであり、すでに全国の多くの自治体で導入済みの方式である。

本市においては、平成17年度から同方式による入札執行を試行してきたと

ころであるが、令和２年度の工事選定の起案書を見ると、「大竹市建設工事総合評価方式施行要領」に基づく適用条項など、同方式による対象工事の選定根拠が記載されていない。令和３年度の工事選定に至っては、起案による意思決定がなされていないように見受けられる。

これまで同方式において試行した結果を検証・評価することで、確実な制度設計と今後の本格導入に向けて取り組まれない。

措置状況（令和４年６月１３日付回答）

総合評価方式を選定した根拠を記載した起案による意思決定を行う。

今後は、これまでの「総合評価方式」における試行結果を踏まえ、確実な制度設計と今後の本格導入に向けて取り組むこととする。

措置状況（フォローアップ調査 令和５年２月２日付再回答）

令和４年６月８日に総合評価方式を選定した根拠を記載した起案により令和４年度対象工事を決定した。

今年度の結果を踏まえ今後の取り組みを検討しているところであるが、令和５年度については、大竹建設業協会から提出された要望書（総合評価方式の運用についての項目）を勘案した結果、令和４年度同様試行とする。

措置状況（フォローアップ調査 令和６年６月６日付再々回答）

毎年度、年度当初に総合評価方式対象工事を起案により指定している。

令和２年度からの試行内容を検証した結果、令和５年１２月２７日から規程を「大竹市建設工事総合評価方式実施要領」に改正し、対象工事については、試行実施から本実施としている。